



答 申 書

令和6年11月11日

東大阪市上下水道事業経営審議会

1. はじめに

本審議会においては、令和3年8月に「水道料金制度のあり方について」の諮問を受け、東大阪市水道事業の健全な財政運営の確保に必要な料金水準を見極めるとともに料金体系を検討するため、多角的な視点から審議を行い、令和4年8月に答申を行いました。(以下、「前回答申」)

しかし、その後、大阪広域水道企業団との統合に関する議案の否決や物価、工事費等の高騰、金利の上昇などの社会情勢の変化により、東大阪市の水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、令和6年8月に「水道料金の改定について」改めて諮問を受けたことから、本審議会においては、東大阪市水道事業が健全な経営を持続していくため、改めて審議を重ねましたので、その結果について以下のとおり答申します。

2. 料金改定時期

財政シミュレーションにおいては、このまま料金改定を行わなかった場合、令和7年度に収益的収支が赤字になることが見込まれています。このことから、料金改定時期は、利用者への周知期間などを考慮し、令和7年10月1日とすることが妥当です。

3. 料金改定率

「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」に掲げる財政目標を達成し、今後の施設整備計画に必要な財源を確保するためには、料金改定率を平均約28%とすることが妥当です。

4. 料金体系

料金体系については、前回答申の考え方を踏襲し、以下のとおりとします。

(1) 料金体系

料金の激変が生じないよう配慮するため、現行通りの用途別料金体系とすることが妥当です。また、浴場用については、昨今の社会情勢に加えて物価統制令を考慮し、料金を据え置くことが妥当です。

(2) 基本水量の設定

今回の料金改定では現行通りの用途別料金体系を継続することを踏まえ、基本水量についても現行通り存置することが妥当です。

(3) 基本料金・従量料金の割合

水道事業の運営には、実際の水需要にかかわらず、水道施設や管路等を適正に維持管理するための固定的な費用が必要となります。このことから、収入が水需要の増減に影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高めることが妥当です。

(4) 逓増度

負担の公平性の観点から、大口使用者に負担が偏っている家事用の従量料金の逓増度を緩和することが妥当です。

5. 付帯意見

(1) 今回の料金改定の段階的な実施

今回の平均約 28%の料金改定率は、「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」に掲げる財政目標を達成し、今後の施設整備計画に必要な財源を確保するために必要な改定率となります。

しかし一方で、水道は生活や経済活動の基盤として必要不可欠なものであり、料金改定による利用者への影響をできるだけ緩和するため、令和 7 年 10 月に平均約 19%、令和 10 年 4 月に平均約 8%、2 回の改定で平均約 28%とする段階的な料金改定とすることも可とします。ただし、財政目標の設定条件を緩和することにより、料金算定期間内の段階的な改定を実施する場合は、できるだけ早期に財政目標の水準とすることを提言します。

(2) 広報のあり方

将来にわたって、持続的に安定した水道事業の運営を行っていくためには、利用者の理解と協力が不可欠です。広報誌や検針時のチラシ、インターネット媒体を用いるなど、様々な手法を工夫し、幅広い世代に、丁寧でわかりやすい広報を行うことを提言します。

(3) 水道料金の定期的な見直し

東大阪市における直近の料金改定は平成 23 年ですが、平成 13 年以降の約 20 年間は値上げの料金改定が行われていません。

この間、事業経営に努力し、料金を据え置いてきたことは評価しますが、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながるようになります。また、今後は水需要が減少する中でも、水道施設の計画的な更新が必要となります。

次回以降は、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、将来世代に負担を先送りしないよう定期的に料金の見直しを行うことを提言します。

(4) 料金体系の見直し

料金体系については、負担の公平性を確保できるよう口径別料金体系の導入や基本水量の解消といった料金体系のあるべき姿が実現できるよう、次回の改定に向けて継続的に検討を進められることを提言します。

6. おわりに

本審議会に対し、「水道料金の改定について」の諮問があり、これまで審議してきた結果を答申として取りまとめました。

料金体系については前回答申の考え方を踏襲し、現行の用途別料金体系を維持することとしましたが、料金水準については、昨今の建設物価の高騰や金利の上昇等を考慮することにより、東大阪市の水道事業が喫緊に迫った水道施設の老朽化や耐震化に対応するために必要な財源をしっかりと確保し「健全水道」を持続できるものとしています。なお、今回答申の前提となる施設整備計画の実施に向け、これに関わる十分な技術者数及び技術力の確保、人材育成や技術継承等が必要不可欠であることは言うまでもありません。

今後、更なる社会情勢や環境の変化に柔軟に対応するため、水道料金の定期的な見直しを行うとともに、前回答申で示した料金体系のあるべき姿が実現されるよう、検討が継続的に行われることを切に望みます。

令和7年10月に平均約28%の料金改定の水道料金表(案)

(1か月当たり、単位：円、税抜)

区分			改定後	現行
用途	段階	水量区画	単価	単価
家事用	基本料金	7m ³ まで	841	608
	従量料金	8～10m ³	130	98
		11～20m ³	177	146
		21～30m ³	238	208
		31m ³ ～	276	247
業務用	基本料金	10m ³ まで	2,022	1,462
	従量料金	11m ³ ～	298	247
公共用	基本料金	30m ³ まで	6,185	4,472
	従量料金	31m ³ ～	393	326
事業用	基本料金	30m ³ まで	9,133	6,604
	従量料金	31m ³ ～	418	347
臨時用	基本料金	10m ³ まで	6,719	4,858
	従量料金	11m ³ ～	699	580
浴場用	基本料金	500m ³ まで	31,000	31,000
	従量料金	501～600m ³	62	62
		601～2000m ³	102	102
		2001～3000m ³	104	104
		3001～4000m ³	113	113
		4001～5000m ³	123	123
		5001～6000m ³	189	189
		6001m ³ ～	247	247

※従量料金は1m³あたりの単価

令和7年10月に平均約19%、令和10年4月に平均約8%の段階的な料金改定の水道料金表(案)

(1か月当たり、単位：円、税抜)

区分			改定後 (R7~R9)	改定後 (R10~R11)	現行
用途	段階	水量区画	単価	単価	単価
家事用	基本料金	7m ³ まで	780	841	608
	従量料金	8~10m ³	118	130	98
		11~20m ³	165	177	146
		21~30m ³	226	238	208
		31m ³ ~	264	276	247
業務用	基本料金	10m ³ まで	1,876	2,022	1,462
	従量料金	11m ³ ~	278	298	247
公共用	基本料金	30m ³ まで	5,738	6,185	4,472
	従量料金	31m ³ ~	367	393	326
事業用	基本料金	30m ³ まで	8,472	9,133	6,604
	従量料金	31m ³ ~	391	418	347
臨時用	基本料金	10m ³ まで	6,232	6,719	4,858
	従量料金	11m ³ ~	653	699	580
浴場用	基本料金	500m ³ まで	31,000	31,000	31,000
	従量料金	501~600m ³	62	62	62
		601~2000m ³	102	102	102
		2001~3000m ³	104	104	104
		3001~4000m ³	113	113	113
		4001~5000m ³	123	123	123
		5001~6000m ³	189	189	189
		6001m ³ ~	247	247	247

※従量料金は1m³あたりの単価

7. 附属資料

(1) 諮問書



東大阪水経企第846号
令和6年8月9日

東大阪市上下水道事業経営審議会
会長 笠原 伸介 様

東大阪市上下水道事業管理者 江原 竜二



諮 問 書

下記事項について、東大阪市上下水道事業経営審議会規程第2条第1項の規定に基づき諮問いたしますので、ご審議のうえご答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

水道料金の改定について

2. 諮問の趣旨

東大阪市水道事業では、令和3年8月に水道料金制度のあり方について貴審議会に諮問し、ご審議いただきました。令和4年8月に頂戴いたしました答申では、令和6年4月に13%の料金改定実施が妥当とされましたが、物価高騰による市民生活への影響等を鑑み、上下水道局において検討した結果、財政状況等を踏まえつつ適切な時期に料金改定の実施を検討することといたしました。

その後、大阪広域水道企業団との水道事業の経営統合を検討する中で、統合案を算定根拠とした財政シミュレーションの見直しを行い、貴審議会において令和7年10月に13%の料金改定実施についてご了承いただきましたが、令和6年3月の東大阪市議会において大阪広域水道企業団との統合に関する議案が否決され、本市水道事業を取り巻く状況は大きく変化しております。

このような状況の中、本市水道事業が健全な経営を持続していくため、改めて水道料金の改定についてご審議いただきたく諮問いたします。

以上

(2) 委員名簿

	氏名	所属・役職	備考
会長	笠原 伸介	大阪工業大学 工学部環境工学科 教授	学識経験者
副会長	中嶋 貴子	大阪商業大学 公共学部 准教授	〃
委員	小出 道子	株式会社松よし人形 代表取締役社長	関係団体が 推薦するもの
〃	石田 哲章	東大阪市自治協議会 副会長	〃
〃	松浦 陽子	東大阪市消費者団体協議会 会長	〃
〃	徳本 道則	大阪広域水道企業団 東部水道事業所長	〃
〃	梶原 雅和	一般財団法人都市技術センター 事業部下水道課担当主幹	〃
〃	森岡 大成		市民公募

(3) 審議経過

		開催日	審議の概要
令和 6年度	第1回	8月9日	<ul style="list-style-type: none">・ 審議会の審議経過・ 水道事業の現状・ 財政シミュレーションの見直し・ 主な条件設定（財政目標・施設整備計画）・ 料金改定を行わない場合の収支見通し・ 料金体系の方針
	第2回	9月5日	<ul style="list-style-type: none">・ 第1回審議会の内容・ 主な条件設定（施設整備計画（その2））・ 前提条件を踏まえた料金改定時期・料金改定率・ 見直し前・見直し後の財政シミュレーション比較・ 料金改定率・料金体系
	第4回	11月11日	<ul style="list-style-type: none">・ 第2回審議会後の取り組み・ 主な条件設定（財政目標・施設整備計画）・ 中間報告とその修正案・ 中間報告・修正案の財政シミュレーション比較・ 料金改定率・料金体系・ 答申案

※第3回は、上下水道事業の決算状況等について審議を行った。